

明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日

制 定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、明星大学（以下「本学」という。）における研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等（以下「研究活動等における不正等」という。）の防止・対策について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 「研究活動」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価等にいたる研究に係るすべての過程における行為、及びそれに付随するすべての事項をいう。

(2) 「研究費」とは、特定の研究等を遂行する目的で国、地方公共団体、独立行政法人等の機関から交付等された経費又は本学が交付した経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。

(3) 「不正行為等」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に定める行為をいう。

ア 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること

イ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

ウ 盗用：他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

エ その他研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(4) 「不正使用等」とは、研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により研究費を使用すること、その他法令等に違反して研究費を使用すること等の不正使用、及び、本学の定めに従って研究費を使用すること又は研究費の使用にあたり必要な手続きを欠く等の不適切な使用をいう。

(5) 「部局等」とは、学部、研究科、附属教育研究機関及びプロジェクト型研究組織をいう。

(6) 「部局等の長」とは、前号に定める部局等の長又は研究代表者をいう。

(7) 「配分機関」とは、研究等に要する経費を交付する国、地方公共団体、独立行政法人等の機関をいう。

(関係法令等の遵守)

第3条 教職員等は、研究活動の遂行及び研究費の使用にあたって、関係法令及び配分機関が定める当該研究費執行要領等のほか、明星大学研究倫理規程（平成20年）及び学内の関係諸規程等の定めに従い、公正かつ適正に行うものとする。

第2章 組織体制

（最高管理責任者）

第4条 本学における研究活動及び研究費の適正な管理・運営（以下「研究活動等の管理・運営」という。）について、本学を統括する最終責任者として最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、本学の研究活動等における不正等の防止・対策に関すること、及び教職員等の研究活動等における不正等に対する意識向上のため、基本方針及び行動規範その他必要な事項を策定し教職員等に周知しなければならない。

4 最高管理責任者は、第5条に定める統括管理責任者及び第6条に定める部局責任者が適切に研究活動等の管理・運営が行えるよう、必要な方策を講じなければならない。

（統括管理責任者）

第5条 最高管理責任者を補佐し、本学における研究活動等の管理・運営に関する実質的な責任と権限を有する者として、統括管理責任者（研究活動担当）及び統括管理責任者（研究費担当）（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者（研究活動担当）は、学長が指名する副学長をもって充て、統括管理責任者（研究費担当）は事務局長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、前条第3項に定める基本方針に基づく防止計画（以下「防止計画」という。）を策定、推進、モニタリングし、その結果を必要に応じて最高管理責任者に報告するものとする。

4 統括管理責任者は、前項に掲げる防止計画に基づき、研究活動等における不正等の防止・対策に係る研修会等を開催するものとする。

（部局責任者）

第6条 部局等における研究活動等の管理・運営に関する実質的な責任と権限を有する者として、部局責任者を置く。

2 部局責任者は、部局等の長をもって充てる。

3 部局責任者は、防止計画に基づき、当該部局の研究活動等の管理・運営を行うとともに、次の各号に定める役割を担う。

(1) 防止計画の実施

(2) 研究活動等における不正等の防止・対策に係る研修会等への参加促進

(3) その他当該部局における研究活動等における不正等の防止・対策に係る必要な事項

4 部局責任者は、当該部局の防止計画の実施状況を統括管理責任者に報告する。

（不正等防止・対策委員会）

第7条 本学における研究活動等における不正等の防止・対策に係る事項について協議するため、明星大学研究活動等における不正等防止・対策委員会（以下「防止・対策委員会」という。）を置く。

2 防止・対策委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者（研究活動担当）
- (2) 統括管理責任者（研究費担当）
- (3) 連携研究センター長
- (4) 最高管理責任者が指名した教員
- (5) 財務ユニット調達チームリーダー
- (6) 総務ユニット固定資産管理チームリーダー
- (7) 財務ユニット財務・経理チームリーダー
- (8) 研究支援ユニット研究支援チームリーダー
- (9) 明星教育ユニット図書館チームリーダー
- (10) その他最高管理責任者が必要と認める者

3 委員の任期はその職制にあるうち又は原則として2年とし、再任を妨げない。

（防止・対策委員会の任務）

第8条 防止・対策委員会の任務は、次の各号に定める事項について協議するものとする。

- (1) 研究活動等における不正等の防止・対策に係る防止計画
- (2) 研究活動等における不正等の防止・対策に関する教育・研修等計画
- (3) 明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等に係る通報等調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置の要否
- (4) その他研究活動等における不正等の防止・対策に必要な事項

（防止・対策委員会の運営）

第9条 防止・対策委員会に委員長を置く。

2 委員長は、統括管理責任者（研究活動担当）とする。

3 委員長は、防止・対策委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

5 委員長が必要と認めたとき、防止・対策委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 防止・対策委員会の事務は、研究支援ユニット研究支援チーム及び財務ユニット財務・経理チームが行う。

第3章 研究費の適正管理体制

（防止計画実施部署）

第10条 最高管理責任者の下に、研究費を適正に管理するため、防止計画実施部署を設ける。

2 防止計画実施部署は、統括管理責任者（研究費担当）を責任者とし、次の各号に定める部署をもって組織する。

(1) 明星教育ユニット図書館チーム

(2) 理工系教学企画ユニット、文系教学企画ユニット及び教育系教学企画ユニットの各チーム

(3) 総務ユニット固定資産管理チーム

(4) 財務ユニット財務・経理チーム

(5) 財務ユニット調達チーム

3 防止計画実施部署は、研究費の管理状況を必要に応じて最高管理責任者に報告するものとする。

（相談窓口の設置）

第11条 研究費の事務処理手続きに関する相談窓口を理工系教学企画ユニット、文系教学企画ユニット及び教育系教学企画ユニットの各チームに設置し、研究費の使用に関する相談窓口を総務ユニット固定資産管理チーム、財務ユニット財務・経理チーム、財務ユニット調達チーム及び明星教育ユニット図書館チームに設置する

第4章 通報等の取扱い

（通報窓口の設置）

第12条 本学における研究活動等における不正等に関する学内外からの通報等に対応するため、通報窓口を設置する。

2 前項に定める通報等は電話、ファクシミリ、書面、電子メール、面会等により行うことができる。

3 通報窓口は、コンプライアンス室に設置し、通報窓口の責任者はコンプライアンス室長とする。

（通報等の取扱い）

第13条 通報窓口は、学内外から通報等があった場合、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、その指示の下、当該通報等に係る情報収集等を行う。

2 通報として取り扱うものは、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていると最高管理責任者が判断した場合に限るものとする。

3 通報窓口は、顕名による通報等があった場合、原則として、受付けた通報等に基づく対応を当該通報者に通知するものとする。

4 通報窓口は、匿名による通報、並びに学会等の科学コミュニティ、報道及びインターネット上の掲載等において不正行為等の疑いが指摘された場合、第1項に準じた取扱いをするものとする。

（通報者等の保護）

第14条 最高管理責任者は、通報等についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して、通報等の内容等が調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等を行ったと認定された場合を除き、通報者に対して、通報したことを理由とした懲戒等の不利益な取扱いを行ってはならない。

4 最高管理責任者は、単に通報等がなされたことのみをもって、被通報者に対して、当該研究費の使用停止又は懲戒等の不利益な取扱いを行ってはならない。

（予備調査の実施）

第15条 第13条に基づく通報等があった場合又はその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が指名する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者の聴取を行うことができる。

4 予備調査委員会は、事実調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

第16条 予備調査委員会は、通報等内容の行為が行われた可能性、通報等の際に示された科学的理由の論理性、通報等内容の事実調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報等についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

3 予備調査委員会は、調査終了後、調査結果を最高管理責任者へ報告するものとする。

（調査委員会の設置）

第17条 最高管理責任者は、第15条の予備調査の結果を踏まえ、防止・対策委員会に調査委員会の設置の要否について諮問し、通報等の受付から原則として30日以内に調査の要否を判断しなければならない。

2 最高管理責任者は、防止・対策委員会の答申を受け調査委員会の設置を必要と認めたとき、防止・対策委員会の下に当該委員会を設置するものとする。

3 調査委員会を設置した場合、最高管理責任者は当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁の定めに従い、当該機関等に当該調査を行うことを報告するとともに、調査方針等について協議するものとする。

4 第1項において、調査委員会を設置しないと判断した場合、最高管理責任者はその理由を当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁の定めに従い報告するとともに、通報者に通知するものとする。

5 最高管理責任者は、第1項に関する資料等を一定期間保管、管理し、通報者、配分機関並びに文部科学省の求めに応じて開示するものとする。

(事実調査及び認定)

第18条 調査委員会は、次の各号に定める者で組織し、委員長は防止・対策委員会委員長とする。

(1) 防止・対策委員会委員長

(2) 通報窓口責任者

(3) 部局責任者のうち最高管理責任者が必要と認める者

(4) その他最高管理責任者が必要と認める者

2 調査委員会は、当該通報等に係る事実調査を行い、不正行為か否かの認定を行うものとする。

3 調査委員会は、調査終了後、調査結果（認定を含む）を最高管理責任者へ報告するものとする。

4 調査委員会の事務局は、コンプライアンス室が行う。

5 調査委員会について必要な事項は、別に定める。

(調査結果の通知等)

第19条 前条により研究活動等における不正等を認定した場合、最高管理責任者は、理事長に報告するとともに、必要に応じて、懲戒委員会の設置を要請する。

2 最高管理責任者は、通報者及び被通報者に対し、調査結果を通知する。

3 前項に定める通知にあたり、被通報者が他の研究機関に所属している場合、当該研究機関に対しても調査結果を通知する。

(不服申立て)

第20条 被通報者は、前条第2項に定める通知に対して不服がある場合は、最高管理責任者に不服を申し立てることができる。

2 不服申立ては、前条第2項に定める通知を受けた日から原則として30日以内に、書面により最高管理責任者に申し立てるものとする。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。

4 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、被通報者に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

5 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、被通報者に対し、その決定を通知するものとする。再調査については、第 17 条から第 19 条を準用する。

6 最高管理責任者は、第 2 項の不服申立て書を受理したときは、通報者に対して通知するものとする。

7 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

(悪意に基づく通報)

第 2 1 条 最高管理責任者は、第 16 条第 3 項の予備調査結果又は第 18 条第 3 項の調査結果の報告に基づき、悪意に基づく通報であるか否かについて認定するものとする。

2 最高管理責任者は、前項に基づき、悪意に基づく通報と認定した場合、通報者に通知する。

3 通報者は、前項に定める通知に対して不服がある場合は、最高管理責任者に不服を申し立てることができる。

4 最高管理責任者は、前項に定める不服申立て書を受理したときは、被通報者、並びに通報者が他の研究機関に所属している場合、当該研究機関に対して通知する。

5 第 3 項に定める不服申立ての取扱いについては、第 20 条第 2 項及び第 5 項を準用する。

6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であると認定した場合、調査結果を公表するものとする。

(報告等)

第 2 2 条 最高管理責任者は、速やかに、第 18 条第 3 項の調査結果（認定を含む）を当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、第 20 条の不服申し立て書を受理したときは、速やかに、当該事業に関わる研究費等の配分機関及び関係省庁に報告するものとする。不服申立ての却下又は再調査開始の決定、不服申立ての再調査の結果についても同様とする。

3 研究活動等における不正等を認定した場合、最高管理責任者は、当該研究費等の配分機関及び関係省庁の定めに従い、調査結果等を次の各号に定める事項について公表するものとする。

- (1) 研究活動等における不正等に関与した者の氏名・所属
- (2) 研究活動等における不正等の内容
- (3) 公表までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名・所属

(5) 調査の方法・手順

(6) その他必要と認めた事項

4 前項の定めにかかわらず、合理的な理由がある場合は、前項第1号の内容等を非公表とすることができる。

5 最高管理責任者は、第1項及び第2項の定めにかかわらず、調査の過程において研究活動等における不正等の事実が一部でも確認された場合、速やかに認定し、第17条第3項において報告をした研究費等の配分機関及び関係省庁に報告を行うとともに、当該機関等の定めに従い、公表するものとする。

6 最高管理責任者は、第1項の定めにかかわらず、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁からの要請があった場合、調査終了前でも中間報告するものとする。

7 研究費等の配分機関及び関係省庁からの要請があった場合、調査に支障が生じる等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の開示、現地調査に応じるものとする。

第5章 モニタリング

(監査等)

第23条 学校法人明星学苑の監事、内部監査室及び監査法人を監査部門という。

2 監査部門は、定期的に又は臨時に監査等を行い、研究費の管理体制の適切性の検証を行う。

3 監査部門は、第10条に定める防止計画実施部署と連携し、研究費の不正使用等が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。

第6章 その他

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2025 年 6 月 1 日から施行する。